

株式会社クワザワ

第71回 定時株主総会招集ご通知

日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル
1階 大会議室

目次	第71回定時株主総会招集ご通知 …	1
	株主総会参考書類 ……	3
	（添付書類）	
	事業報告 ……	27
	連結計算書類 ……	38
	計算書類 ……	40
	監査報告 ……	42

【ご来場の自粛のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。

株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

株主総会当日の状況に応じて、役員および運営スタッフのマスク着用など感染予防措置を講じてまいります。

感染拡大防止のため、座席数を減らし、入場制限をさせていただきます。また、体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。



 **株式会社クワザワ**
証券コード 8104

証券コード 8104
2020年6月10日

株 主 各 位

札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワ
代表取締役社長 桑 澤 嘉 英

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
クワザワグループ本社ビル 1階 大会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1.第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 吸収分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎資源節約のため、この『招集ご通知』をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuwazawa.co.jp/>）に、修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuwazawa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

●書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時 到着分まで

●インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、本書同封の議決権行使書用紙右辺に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティー確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時 入力完了分まで

●株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 クワザワグループ本社ビル 1階 大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後5時までに入力を終える必要がありますので、お早めに行役していただきますようお願いいたします。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

**議決権行使サイトに
関するお問い合わせ**

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-768-524 (受付時間 平日9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、会社分割（吸収分割）の方式により、持株会社体制へ移行することといたしました。本議案は、当社を吸収分割会社、当社の完全子会社である「株式会社クワザワリフォームセンター」（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社の建設資材卸売事業・建設工事業・太陽光発電事業に関する権利義務（ただし、吸収分割契約において承継対象権利義務から除外されるものを除きます。）を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことについて、ご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力発生日は2020年10月1日を予定しており、同日付で当社は「クワザワホールディングス株式会社」に、承継会社は「株式会社クワザワ」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

なお、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として上場を維持する予定です。

1. 吸収分割を行う理由

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が一段と深刻化しており、景気は急速に悪化している状況にあります。

当社グループが位置する建設業界を取り巻く環境も、新設住宅着工戸数の減少に加え設備投資の落ち込みなどから、今後の経営環境はさらに厳しくなるものと予想されます。

当社は、こうした事態を打開し持続的成長を遂げるために、より一層の経営のスピード化を図り、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

今後は、グループ内の各事業の統廃合を含め、効率性向上に向けた対応を強化していく所存です。また、グループの企業価値をさらに向上させるため、新たな成長分野に対して積極的にグループ経営資源の配分を行ってまいります。

2. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

2020年5月27日

【吸収分割会社】

甲：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワ
代表取締役社長 桑澤 嘉英

【吸収分割承継会社】

乙：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
株式会社クワザワリフォームセンター
代表取締役社長 多田 好範

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の建設資材卸売事業・建設工事業・太陽光発電事業(以下「本件事業」という。)を分割して、乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

(吸収分割)

- 第1条 甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。
2. 本吸収分割に係る吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、以下のとおりである。
- (1) 吸収分割会社
商号：株式会社クワザワ
(2020年10月1日付で「クワザワホールディングス株式会社」に商号変更予定。)
住所：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号
- (2) 吸収分割承継会社
商号：株式会社クワザワリフォームセンター
(2020年10月1日付で「株式会社クワザワ」に商号変更予定。)
住所：札幌市白石区中央2条7丁目1番1号

(承継する権利義務)

- 第2条 乙は、本吸収分割に際し、【別紙(承継対象権利義務明細表)】に基づき、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。
2. 本吸収分割における甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(分割対価の交付)

第3条 乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

(資本金および準備金の額に関する事項)

第4条 乙は、本吸収分割により資本金および準備金の額を増加しない。

(効力発生日)

第5条 本吸収分割の効力発生日は、2020年10月1日とする。ただし、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲および乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項ただし書の場合、甲は2020年10月1日(変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日。)の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

(分割承認総会)

第6条 甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認および本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議(会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。)を得るものとする。

(競争避止義務の免除)

第7条 甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競争避止義務を負わないものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲および乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲および乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(分割条件の変更および吸収分割契約の解除)

第9条 本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、もしくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲および乙は協議のうえ、分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(分割契約の効力)

第10条 本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認または法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲および乙は協議のうえ、これを決定する。

以 上

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙は、本吸収分割により、本吸収分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産および負債については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する現金及び預金、売掛金、商品、未収入金、その他の流動資産等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する現金及び預金、有価証券、関係会社短期貸付金等の流動資産は除く。

(2) 固定資産

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する工具、器具及び備品、リース資産、その他の固定資産等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する不動産、投資有価証券、関係会社株式、関係会社出資金、関係会社長期貸付金等の固定資産は除く。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有する買掛金、リース債務、未払金、1年内返済予定の長期借入金、その他の流動負債等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する未払法人税等、未払消費税等、1年内返済予定の長期借入金等の流動負債は除く。

(2) 固定負債

効力発生日時点において、本件事業に関して甲が有するリース債務、社債、長期借入金、長期預り保証金、その他の固定負債等。

ただし、甲のグループ経営管理事業に関する社債、長期借入金等の固定負債は除く。

3. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

甲の全従業員（嘱託、パートタイマー、アルバイト、他社出向中の者等を含む。）との間の雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

本件事業に属する商標権、特許権その他知的財産権に係る権利については、乙に承継する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

ただし、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本吸収分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものおよび甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったものを除く。

5. その他

承継権利義務のうち、本契約締結後に法令その他規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の出損を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により、承継対象権利義務を変更することができる。

以 上

3. 会社法施行規則第183条各号に掲げられた事項の内容の概要

- (1) 吸収分割に際して交付する金銭等についての定め（会社法第758条4号に掲げる事項についての定め）の相当性に関する事項

本吸収分割に際しては、当会社に対しては承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、当社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

- (2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

貸借対照表（2019年3月31日現在）

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(36)	(負債の部)	(49)
流動資産	27	流動負債	46
固定資産	8	固定負債	2
		(純資産の部)	(△13)
		株主資本	△13
		資本金	30
		利益剰余金	△43
		その他利益剰余金	△43
		(うち当期純損失)	(0)
資産合計	36	負債純資産合計	36

- (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象該当ありません。
- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象該当ありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、当社は、2020年10月1日（予定）をもって、持株会社体制に移行する予定です。

これに伴い、当社定款第1条に定める当社の商号を「クワザワホールディングス株式会社」（英文ではKUWAZAWA Holdings Corporation）に変更し、当社定款第3条に定める当社の事業目的を持株会社としての経営管理などに変更するものです。

本議案の決議による定款一部変更は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議に基づく吸収分割の効力が生じることを条件として、かかる吸収分割の効力発生日（2020年10月1日（予定））にその効力を生じるものとします。

(2) 当社は、取締役会の監督機能のさらなる強化と意思決定の迅速化と機動性の強化を通じて、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設ならびに関連する規定の変更を行うものです。

当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

(1) 変更の理由

2020年6月26日の監査等委員会設置会社への移行および2020年10月1日のクワザワホールディングス株式会社への商号変更に対応するため。

(2) 変 更 日：2020年6月26日（第1条および第3条以外）

2020年10月1日（第1条および第3条）

(3) 変更の内容：変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条 (商号) 当社は、株式会社クワザワと称する。英文では KUWAZAWA Trading Co.,Ltd.と表示する。	第1章 総 則 第1条 (商号) 当社は、クワザワホールディングス株式会社と 称する。英文ではKUWAZAWA Holdings Corporationと表示する。
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (目的) 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. イ～ニ (省略) (新設) ホ. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからニまでの物品の開発、製造、加工、修理および賃貸業</p> <p>3. 建設工事、建築工事、土木工事の企画、設計、施工、請負ならびに監理</p> <p>(新設)</p> <p>4. 住宅ローンの取次および建築諸手続代行</p> <p>5. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発</p> <p>6. 各種施設の管理および清掃業</p> <p>7. 倉庫業</p> <p>8. 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業</p> <p>9. 陸上運送業、運送取扱業およびこれらの代理業</p> <p>10. 産業廃棄物収集運搬業</p> <p>11. 自動車、建設用車両等の分解、整備、修理、再塗装、賃貸、販売およびこれらのコンサルティング業務</p> <p>12. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p> <p>13. リース業</p>	<p>第3条 (目的) 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>1. イ～ニ (現行どおり) ホ. 融雪剤および融雪剤散布装置 △. 石油、液化石油ガス、天然ガス、その他燃料およびこれらの製品</p> <p>2. 前号イからホまでの物品の開発、製造、加工、修理および賃貸業</p> <p>3. 建設工事、建築工事、土木工事、大工工事、とび・土工工事、管工事、タイル工事、鋼構造物工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、造園工事、建具工事の企画、設計、施工、請負ならびに監理</p> <p>4. 建築に関するコンサルタント業および設計監督代願業</p> <p>5. 住宅ローンの取次および建築諸手続代行</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理ならびに開発</p> <p>7. 各種施設の管理および清掃業</p> <p>8. 倉庫業</p> <p>9. 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理店業</p> <p>10. 陸上運送業、運送取扱業およびこれらの代理業</p> <p>11. 一般および産業廃棄物収集運搬業</p> <p>12. 自動車、建設用車両等の分解、整備、修理、再塗装、賃貸、販売およびこれらのコンサルティング業務</p> <p>13. コンピューターによる情報処理サービスに関する事業</p> <p>14. リース業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>14. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>15. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>16. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務 (新設)</p> <p>17. 前各号に附帯または関連する一切の事業 (新設)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p>15. 住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</p> <p>16. 車両航送船の乗車券取扱受託業務</p> <p>17. 再生可能エネルギー等による発電および売電に関する業務</p> <p>18. 一般労働者派遣事業</p> <p>19. 特定労働者派遣事業</p> <p>20. 飲食店の経営および管理業</p> <p>21. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p> <p>② <u>当社は、前項各号およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査等委員会 (削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条 (選任方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</p> <p>③ 取締役会の決議によって、取締役副社長を若干名選定することができる。</p>	<p>第20条 (選任方法) 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第21条 (任期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長を若干名選定することができる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (取締役会の決議方法等) 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の意思表示は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③ <u>前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (取締役会の決議方法等) 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について加わることのできるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役が、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>② 前条第2項の意思表示は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第27条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条 (省略)	第28条 (現行どおり)
第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。	第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条 (省略)	第30条 (現行どおり)
第5章 執行役員 (省略)	第5章 執行役員 (現行どおり)
第30条	第31条
第6章 監査役および監査役会 (員数)	第6章 監査等委員会 (削除)
第31条 (員数) 当社の監査役は、5名以内とする。	
第32条 (選任方法) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
第33条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第35条 (監査役会の招集権者) 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>第36条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第37条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第38条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第39条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第40条 (報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第32条 (常勤の監査等委員) 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第33条 (監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第34条 (監査等委員会の決議方法) 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第35条 (監査等委員会の議事録) 監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員が、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第36条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第41条 (監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、</u> <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった</u> <u>者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度にお</u> <u>いて取締役会の決議によって免除することができ</u> <u>る。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、</u> <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠</u> <u>償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令</u> <u>が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条 (省略)</p> <p>第44条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の 同意を得て定める。</p> <p>第45条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員 会の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第71回定時株主総会終結前の行為に関</u> <u>する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役</u> <u>であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の</u> <u>限度において、取締役会の決議によって免除する</u> <u>ことができる。</u></p> <p>② <u>第71回定時株主総会終結前の監査役（監査役であ</u> <u>ったものを含む。）の行為に関する会社法第423</u> <u>条第1項の賠償責任を限定する契約においては、</u> <u>なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款</u> <u>第41条の定めるところによる。</u></p>

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第2条 (効力発生日) <u>第1条(商号)、第3条(目的)の変更は、2020年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p>② <u>第1条(商号)、第3条(目的)以外の変更については、2020年6月26日をもって効力が発生するものとする。</u></p>
(新設)	<p>第3条 <u>附則第2条および本条は、前条に係る定款変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	くわ ざわ よし ひで 桑 澤 嘉 英 再任	代表取締役社長	15回／15回 (100%)
2	こ だま あき ひこ 小 玉 明 彦 再任	取締役 専務執行役員 営業統括本部長	15回／15回 (100%)
3	さ とう きみ お 佐 藤 喜美夫 再任	取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営相談室長	15回／15回 (100%)
4	しば やま こう いち 芝 山 好 一 再任	取締役	15回／15回 (100%)
5	くわ ざわ ゆう すけ 桑 澤 悠 介 新任	営業統括本部副本部長	-

(注) 上記取締役候補者の当社における地位および担当は本総会時のものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	桑 澤 嘉 英 (1953年6月8日生)	1976年4月 東京海上火災保険株式会社(現、東京海上日動火災保険株式会社)入社 1981年7月 当社入社 1984年2月 当社札幌建材支店長 1985年5月 当社取締役 1987年5月 当社常務取締役 1990年6月 当社専務取締役 1995年6月 当社代表取締役副社長 1997年6月 当社代表取締役社長(現任)	468,010株
【選任の理由】 同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経営経験を有し、現在も当社およびグループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。			
2	小 玉 明 彦 (1955年5月12日生)	1978年4月 当社入社 2005年9月 当社札幌営業三部長 2009年4月 当社北海道本部副本部長 2010年3月 当社東京本部副本部長 2010年6月 当社取締役 2013年4月 当社東京本部長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社営業統括本部副本部長 2016年6月 当社取締役(現任) 2016年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社専務執行役員(現任) 2017年6月 当社営業統括本部長(現任)	9,200株
【選任の理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も当社営業統括本部責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	佐藤 喜美夫 (1952年7月27日生)	1975年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 1998年11月 株式会社北洋銀行入行 2006年4月 当社入社 当社審査部長兼経営相談室長 2014年4月 当社管理本部副本部長兼総務部長 2014年6月 当社取締役（現任） 2016年6月 当社常務執行役員（現任） 2017年3月 株式会社クワザワエージェンシー代表 取締役社長（現任） 2017年10月 当社経営相談室長（現任） 2018年4月 当社管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クワザワエージェンシー代表取締役社長	25,200株
	【選任の理由】 同氏は、管理部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も当社管理本部責任者および株式会社クワザワエージェンシー代表取締役社長としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		
4	芝山 好一 (1946年1月13日生)	1968年3月 桑澤建材工業株式会社（現、株式会社クワザワ工業）入社 1987年2月 同社営業本部一部長 1989年4月 同社取締役 1997年4月 同社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2002年6月 同社代表取締役社長（現任） 2002年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社クワザワ工業代表取締役社長	17,300株
	【選任の理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と当社取締役としての経営経験を有し、現在も株式会社クワザワ工業代表取締役社長としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。		

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	桑 澤 悠 介 (1985年10月3日生)	2008年4月 株式会社北洋銀行入行 2015年4月 当社入社 社長室 2016年4月 当社北海道本部次長兼札幌営業二部次長 2016年11月 当社北海道本部次長兼新社屋準備室次長 2019年4月 当社札幌営業二部長 2020年4月 当社営業統括本部副本部長 (現任)	91,500株
【選任の理由】 同氏は、金融機関での経験を活かしてグループ経営の推進に貢献し、また、当社の中核事業であります建設資材卸売事業について、多くの取引先からの信頼を得て業績向上を達成してきたことから、同氏の能力・経験を当社の経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 取締役候補者佐藤喜美夫氏は、株式会社クワザワエージェンシーの代表取締役社長を兼職し、当社は同社との間に保険契約の取引関係があります。
2. 取締役候補者芝山好一氏は、株式会社クワザワ工業の代表取締役社長を兼職し、当社は同社との間に商品の販売および工事請負等の取引関係があります。また、同社は当社の事業の一部と同一の部類に属する事業を行っております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	さか い くに よ 坂 井 邦 與 新任	常勤監査役	15回／15回 (100%)
2	やま した のぶ ゆき 山 下 信 行 新任 社外 独立	社外取締役	15回／15回 (100%)
3	さ とう ひろ し 佐 藤 博 志 新任 社外 独立	社外取締役	15回／15回 (100%)
4	やま もと けん せい 山 本 賢 正 新任 社外 独立	社外監査役	15回／15回 (100%)
5	みや した たかし 宮 下 隆 新任 社外		-

- (注) 1. 上記監査等委員である取締役候補者の当社における地位および担当は本総会時のものであります。
 2. 監査等委員である取締役候補者坂井邦與氏の取締役会への出席状況につきましては、常勤監査役としての出席状況となります。
 3. 監査等委員である取締役候補者山本賢正氏の取締役会への出席状況につきましては、社外監査役としての出席状況となります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	坂井邦典 (1951年9月15日生)	1974年4月 当社入社 2003年3月 当社経理部次長 2010年4月 当社経理部長 2016年4月 当社管理本部担当部長 2016年6月 当社常勤監査役(現任)	0株
【選任の理由】 同氏は、当社での経歴ならびに財務および会計につきまして相当程度の知見を有していることから、適切な監査を実施いただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			
2	山下信行 (1940年4月22日生)	1965年4月 東京海上火災保険株式会社(現、東京海上日動火災保険株式会社)入社 1990年6月 同社北海道本部札幌支店長 1994年5月 株式会社東管札幌支店長 札幌東管サービス株式会社代表取締役社長 2001年6月 北海道交通株式会社常務取締役 2004年6月 株式会社百景園代表取締役社長 2009年5月 同社取締役顧問 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2019年8月 株式会社小樽グリーンホテル取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社小樽グリーンホテル取締役	11,200株
【選任の理由】 同氏は、会社経営者としての経歴またその経験を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、適切な監査を実施いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2013年6月より当社社外取締役に務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって7年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	佐藤博志 (1948年11月17日生)	1972年4月 株式会社東海銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行 1988年4月 株式会社北海道銀行入行 1992年10月 同行澄川支店長 1995年2月 同行八戸支店長 2000年4月 同行薄野支店長 2003年10月 岩田建設株式会社（現、岩田地崎建設株式会社）入社 2006年6月 同社執行役員経営企画室長 2014年10月 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所（現、弁護士法人PLAZA綜合法律事務所）入所 企業支援部長（現任） 2017年6月 当社社外取締役（現任）	3,600株
【選任の理由】 同氏は、金融業界の経歴および法律分野の経験を有しており、法令を含む企業全体を客観的視点で、独立性をもって適切な監査を実施いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は2017年6月より当社社外取締役に務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。			
4	山本賢正 (1954年1月11日生)	1976年4月 東京海上火災保険株式会社（現、東京海上日動火災保険株式会社）入社 1993年10月 Tokio Marine Europe Insurance Limited パリ支店長 2002年7月 東京海上火災保険株式会社（現、東京海上日動火災保険株式会社）札幌支店長 2006年7月 同社東北コンプライアンス・オフィサー 2010年7月 同社内部監査部・主任監査役 2014年3月 同社定年退職 2017年6月 当社社外監査役（現任）	0株
【選任の理由】 同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり監査業務に従事し、企業内部監査への造詣が深く、適切な監査を実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	みやした たかし 宮下 隆 (1964年8月2日生)	1989年4月 日本セメント株式会社(現、太平洋セメント株式会社)入社 1997年11月 同社国際部企画課ベトナム駐在 2003年2月 同社経営企画部 2011年10月 サイゴンRDC副社長 2014年11月 太平洋セメントフィリピン副社長 2020年4月 太平洋セメント株式会社北海道支店長 (現任)	0株
	【選任の理由】 同氏は、当社筆頭株主である太平洋セメント株式会社の社員であり、特に当社事業との関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していること、また、経歴から副社長としての豊富な経験・実績・見識を有し、適切な監査を実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 取締役候補者山下信行氏は、株式会社小樽グリーンホテルの取締役を兼職しておりますが、同社は当社と特別な関係はありません。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者山下信行、佐藤博志、山本賢正、宮下隆の4氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者山下信行、佐藤博志、山本賢正の3氏の間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、本総会において3氏の選任が承認可決された場合、3氏の間において、引き続き同様の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、本総会において取締役候補者宮下隆氏の選任が承認可決された場合、同氏の間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
6. 各取締役候補者の所有する当社株式数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
7. 取締役候補者山下信行、佐藤博志、山本賢正の3氏は、株式会社東京証券取引所および証券会社員制法人札幌証券取引所の各取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第58回定時株主総会において年額180百万円以内とご承認いただいております。

つきましては、現在の報酬額を廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、昨今の経済情勢等諸般の事情等を考慮してその報酬額を年額250百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情等を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、5名（うち社外取締役4名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、設備投資の増加や個人消費の持ち直しなど、緩やかな回復基調で推移してきましたが、米中貿易摩擦の深刻化や不安定な国際情勢の影響に加え、年度終盤には新型コロナウイルス感染症による影響拡大により、景気は急速に悪化に転じました。

当社グループの位置する建設業界におきましては、資材価格や労務費といった建設コストが高止まりする厳しい経営環境の中、新設住宅着工戸数は減少傾向が続きましたが、公共投資ならびに民間投資が順調に推移しました。

このような環境において当社グループは、顧客獲得に向けて営業力の強化と施工体制の拡充を推進したほか、非住宅部門への積極的な営業を展開するとともに、各セグメントにおいて利益率の改善に努めました。こうした収益力強化の取り組みに加え、働き方改革の一環としてIT環境の整備や業務の見直しによる生産性向上を合わせて強化いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高923億90百万円（前期比0.5%減）となったものの、利益面において前述の施策を推し進めた結果、売上総利益率が改善したことにより、営業利益は11億81百万円（同27.9%増）、経常利益は13億47百万円（同16.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は8億44百万円（同10.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

建設資材

建築資材が好調だったものの、大型インフラ工事が減少し基礎資材が落ち込んだことにより、売上高は599億33百万円（前期比1.1%減）となりましたが、利益率が改善したことなどから、セグメント利益は8億81百万円（同15.8%増）となりました。

建設工事

大型物件の完工などもあり売上高は283億62百万円（同1.1%増）となり、原価コスト削減などで一定の利益率を確保したことなどから、セグメント利益は10億61百万円（同24.3%増）となりました。

資材運送

売上高は36億63百万円（同2.0%減）となりましたが、燃料費の低下や事故費用の減少などから、セグメント利益は1億24百万円（同20.7%増）となりました。

その他

メガソーラー発電や不動産賃貸が順調に推移し、売上高は4億30百万円（同0.1%増）、セグメント利益は1億46百万円（同13.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、金融機関からの借入金を中心に資金調達を行いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2017年3月期)	第 69 期 (2018年3月期)	第 70 期 (2019年3月期)	第 71 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	89,338	90,372	92,834	92,390
経 常 利 益(百万円)	1,309	1,042	1,156	1,347
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	531	590	765	844
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	66円88銭	38円95銭	50円96銭	56円17銭
総 資 産(百万円)	38,623	42,457	42,513	44,042
純 資 産(百万円)	12,037	12,397	13,023	13,668

(注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第69期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第70期の期首から適用しており、第69期の総資産につきましては組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (2017年3月期)	第 69 期 (2018年3月期)	第 70 期 (2019年3月期)	第 71 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	66,764	68,286	69,480	69,786
経 常 利 益(百万円)	479	357	346	700
当 期 純 利 益(百万円)	387	200	334	485
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	48円73銭	13円23銭	22円22銭	32円29銭
総 資 産(百万円)	26,987	29,001	29,197	30,154
純 資 産(百万円)	6,909	6,810	6,988	7,291

(注) 1. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が第69期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第70期の期首から適用しており、第69期の総資産につきましては組替え後の金額で表示しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各国で経済活動が大きく制限され、非常に厳しい状況となっております。わが国経済もコロナ禍により特定産業を中心に社会隔離措置の影響に伴い、外出を伴うサービス消費を中心に個人消費が一段と抑制され、景気は急速に悪化する見通しです。

当社グループの位置する建設業界におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた政府の緊急事態宣言発令の影響等により、新設住宅着工戸数の減少に加え設備投資が落ち込むと見られることから、建設業界を巡る経営環境は一層厳しくなるものと予想されます。

このような状況下のもと、安定的かつ持続的な成長を実現するため、経営責任の明確化と経営資源の最適配分や業務コストの削減など、業績向上に向けた各種の経営戦略を図ってまいります。

- ① 経営戦略・・・安定的な収益基盤の構築
 - a. 持株会社体制への移行による経営責任の明確化と経営資源の最適配分
 - b. 本州市場における事業強化
 - c. 施工体制の強化
- ② 投資戦略・・・収益基盤の多様化と合理化
 - a. M&Aによる周辺事業への積極的な投資
 - b. 大型施設建設への資材納入に向けた生コン工場での設備投資
 - c. マンション大規模改修工事事業への投資
- ③ 合理化の推進・・・コストの見直しおよび削減
 - a. 「業務の見える化」による業務コストの削減
 - b. 全社的な業務の効率化による労働生産性の向上

次に、当社グループのコーポレートガバナンスへの取り組みにつきましては、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからの社会的信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命とし、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。なお、当社では2018年12月13日にコーポレートガバナンスに関する基本方針を改定し公表しております。

当社取締役会では、独立性の高い社外取締役の登用による意思決定の透明性と客観性を確保し、あわせて社外監査役による厳正な違法性監査により、監視、検証する体制を構築し、経営に対する監督機能の充実を図っております。

また、当社の業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するために、内部統制システムを構築しております。

今後も事業環境の変化に応じ、最適なガバナンス体制を追求し持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社クワザリフォームセンター	100	100 (-)	建物の増改築、建替および住宅リフォーム
株式会社クワザ工業	68	100 (-)	土木建築その他建設工事施工
株式会社住まいのクワザワ	50	100 (-)	建築工事請負業
丸三商事株式会社	35	100 (-)	建築一式工事の企画、設計、監理および施工
東日本自工株式会社	30	100 (-)	車両整備
株式会社サツイチ	26	100 (-)	貨物自動車運送業
北翔建材株式会社	20	100 (-)	建築材料の販売
和寒コンクリート株式会社	20	100 (-)	生コンクリートの製造、販売
株式会社ニッケー	12	100 (-)	生コンクリートの製造、販売
株式会社光和	10	100 (-)	建設用資材の販売
株式会社クワザウェージェンシー	10	100 (-)	損害保険および生命保険の代理業
クワザワサッシ工業株式会社	10	100 (-)	住宅およびビル用サッシの加工、販売
原木屋産業株式会社	10	100 (-)	土木建築資材卸売・小売
原木屋セーフティーステップ株式会社	10	100 (-)	仮設資材リース
山光運輸株式会社	13	100 (10)	貨物自動車運送業
札幌アサノ運輸株式会社	20	60 (-)	貨物自動車運送業

- (注) 1. 出資比率欄の () 内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で表示しております。
2. 株式会社クワザリフォームセンターは、2020年3月31日付で増資を行い、資本金が増加しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社16社、持分法適用関連会社1社、非連結子会社3社および持分法非適用関連会社3社で構成され、建設資材の販売および工事施工を主な事業の内容とし、さらに関連する物流および周辺サービス等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	札幌市白石区
本 部	関東営業本部 (東京都千代田区)
事 業 所	横浜 (横浜市都筑区)、千葉 (千葉市若葉区)
支 店	苫小牧 (北海道苫小牧市)、道東 (北海道帯広市)、函館 (北海道函館市)、旭川 (北海道旭川市)、稚内 (北海道稚内市)、茨城 (茨城県つくば市)、仙台 (仙台市若林区)、青森 (青森県青森市)

② 子会社の主要な事業所

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
株式会社クワザワリフォームセンター	札幌市白石区	株式会社クワザワ工業	札幌市白石区
株式会社住まいのクワザワ	札幌市白石区	丸三商事株式会社	仙台市若林区
東日本自工株式会社	札幌市西区	株式会社サツイチ	札幌市北区
北翔建材株式会社	札幌市西区	和寒コンクリート株式会社	北海道上川郡和寒町
株式会社ニッケー	北海道余市郡余市町	株式会社光和	北海道網走市
株式会社クワザワエージェンシー	札幌市白石区	クワザワサッシ工業株式会社	札幌市白石区
原木屋産業株式会社	栃木県栃木市	原木屋セーフティステップ株式会社	栃木県栃木市
山光運輸株式会社	札幌市白石区	札幌アサノ運輸株式会社	札幌市東区

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
建設資材	390名	14名増
建設工事	283名	21名減
資材運送	275名	1名減
その他	20名	3名減
全社(共通)	87名	5名増
合計	1,055名	6名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
443名	4名減	43.7歳	11.4年

(注) 従業員数には、出向者17名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	2,119百万円
株式会社北海道銀行	1,587百万円
株式会社みずほ銀行	1,037百万円
みずほ信託銀行株式会社	337百万円

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,694,496株（うち自己株式1,652,247株）

(3) 株 主 数 12,658名

(4) 大 株 主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	2,900	19.28
桑 澤 商 事 株 式 会 社	1,394	9.27
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	483	3.21
桑 澤 嘉 英	468	3.11
吉 野 石 膏 株 式 会 社	402	2.68
ク ワ ザ ワ 従 業 員 持 株 会	374	2.49
株 式 会 社 L I X I L	339	2.26
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	324	2.15
株 式 会 社 北 洋 銀 行	310	2.06
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	257	1.71

(注) 1. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

2. 当社は自己株式を1,652,247株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑 澤 嘉 英	
取 締 役	小 玉 明 彦	専務執行役員 営業統括本部長
取 締 役	佐 藤 喜 美 夫	常務執行役員 管理本部長兼経営相談室長 (株式会社クワザワエージェンシー 代表取締役社長)
取 締 役	芝 山 好 一	(株式会社クワザワ工業 代表取締役社長)
取 締 役	山 下 信 行	(株式会社小樽グリーンホテル 取締役)
取 締 役	佐 藤 博 志	
常 勤 監 査 役	坂 井 邦 與	
監 査 役	伊 藤 裕 康	(株式会社ケーデーシステムズ 代表取締役社長)
監 査 役	山 本 賢 正	
監 査 役	吉 田 泰 治	(太平洋セメント株式会社北海道支店 業務部長)

- (注) 1. 山下信行、佐藤博志の両氏は、社外取締役であります。
 2. 伊藤裕康、山本賢正、吉田泰治の3氏は社外監査役であります。
 3. 監査役である坂井邦與、伊藤裕康、山本賢正、吉田泰治の4氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役坂井邦與氏は、長年にわたり当社の経理部門業務に携わっておりました。
 ・監査役伊藤裕康氏は、長年にわたり会社経営に携わっております。
 ・監査役山本賢正氏は、長年にわたり企業の内部監査業務に携わっておりました。
 ・監査役吉田泰治氏は、長年にわたり当社の関連業界において、財務・会計部門業務に携わっております。
 4. 当社は、山下信行、佐藤博志、伊藤裕康、山本賢正の4氏を、株式会社東京証券取引所および証券会員制法人札幌証券取引所に対し、各取引所の規則等に定める「独立役員」として届出を行っております。
 5. 当事業年度中の監査役の異動
 2019年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、監査役杉森一博氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	69百万円 (2百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10百万円 (2百万円)
合 計	8名	80百万円

(注) 上表の取締役および監査役の員数が当事業年度末日の取締役および監査役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名、無報酬の社外監査役1名を除いているためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況

取締役山下信行氏は、株式会社小樽グリーンホテルの取締役を兼職しておりますが、同社は当社とは特別な関係はありません。

監査役伊藤裕康氏は、株式会社ケーデーシステムズの代表取締役社長を兼職しておりますが、同社は当社とは特別な関係はありません。

監査役吉田泰治氏は、太平洋セメント株式会社北海道支店の業務部長を兼職しておりますが、同社は当社の筆頭株主であり、また、当社と商品販売の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山 下 信 行	当期開催の取締役会15回すべてに出席しました。会社経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
取 締 役	佐 藤 博 志	当期開催の取締役会15回すべてに出席しました。金融業界および法律分野における豊富な経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監 査 役	伊 藤 裕 康	当期開催の取締役会15回すべてに、また、同期間開催の監査役会13回すべてに出席しました。会社経営者としての豊富な経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監 査 役	山 本 賢 正	当期開催の取締役会15回すべてに、また、同期間開催の監査役会13回すべてに出席しました。企業の内部監査の専門的な知識と経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監 査 役	吉 田 泰 治	2019年6月27日就任以降開催の取締役会12回すべてに出席し、また、同期間開催の監査役会10回すべてに出席しました。当社の関連業界における経理・業務部門の専門的な知識と経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検討し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しており、当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。
- ② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

このほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案として提出することを決議いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関しましては、将来に備えた経営基盤の強化に配慮しながら、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、安定的な配当水準を維持することを基本としております。また、内部留保金につきましては、財務内容の一層の強化とグループ内の経営効率化に努め、あわせて経営基盤の拡大を図るため、適宜実施する投資の資金として充当する方針でおります。

この基本方針に基づき、当期の利益配当につきましては、1株につき普通配当6円とさせていただきます。

なお、当社は取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,367	流動負債	26,780
現金及び預金	7,647	支払手形及び買掛金	12,881
受取手形及び売掛金	17,113	電子記録債務	7,104
電子記録債権	3,512	短期借入金	3,230
リース投資資産	1	1年内返済予定の長期借入金	290
商品及び製品	503	リース債務	97
販売用不動産	1,166	未払法人税等	322
未成工事支出金	2,987	賞与引当金	204
原材料及び貯蔵品	70	役員賞与引当金	24
その他	405	完成工事補償引当金	31
貸倒引当金	△42	その他	2,594
固定資産	10,675	固定負債	3,593
有形固定資産	7,566	長期借入金	1,996
建物及び構築物	3,434	リース債務	260
機械装置及び運搬具	85	繰延税金負債	383
土地	3,310	退職給付に係る負債	87
リース資産	582	資産除去債務	3
その他	153	厚生年金基金解散損失引当金	224
無形固定資産	398	その他	638
のれん	173	負債合計	30,374
その他	224	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,710	株主資本	13,434
投資有価証券	1,059	資本金	417
長期貸付金	133	資本剰余金	326
繰延税金資産	209	利益剰余金	13,138
退職給付に係る資産	189	自己株式	△446
その他	1,231	その他の包括利益累計額	102
貸倒引当金	△112	その他有価証券評価差額金	132
資産合計	44,042	退職給付に係る調整累計額	△30
		非支配株主持分	131
		純資産合計	13,668
		負債純資産合計	44,042

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		92,390
売 上	原 価		83,719
売 上 総 利 益			8,670
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			7,488
営 業 利 益			1,181
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		33	
受 取 配 当 金		37	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		30	
保 証 債 務 取 崩 額 入		0	
雑 収 入		148	250
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		71	
債 権 売 却 損		0	
保 証 債 務 費 用		1	
雑 損 失		11	84
経 常 利 益			1,347
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		24	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		0	
そ の 他		0	26
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		1	
固 定 資 産 除 却 損		1	
減 損 損 失		20	
有 価 証 券 売 却 損		0	
有 価 証 券 評 価 損		30	
そ の 他		4	58
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			1,315
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		531	
法 人 税 等 調 整 額		△58	473
当 期 純 利 益			842
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			△2
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			844

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,477	流動負債	20,564
現金及び預金	2,158	支払手形	2,317
受取手形	6,201	電子記録債権	6,950
電子記録債権	2,712	買掛金	3,889
売掛金	6,309	短期借入金	1,845
完成工事未収入金	1,401	一年以内返済予定の長期借入金	4,010
リース投資資産	62	未払消費税等	260
商品	386	未払法人税等	482
未成工事支出金	1,032	未払消費税	111
前渡金	7	前払費用	71
前払費用	10	前成工事受入金	10
未収入金	191	前受り	409
その他の流動資産	20	前受り	24
貸倒引当金	△17	前受り	8
固定資産	9,676	保証引当金	37
有形固定資産	4,415	賞与引当金	1
建物	2,035	完成工事補償引当金	123
構築物	153	固定負債	10
機械及び装置	2	長期借入金	2,297
車両運搬具	0	長期借入金	1,495
工具・器具及び備品	80	長期借入金	66
リース資産	1,784	長期借入金	60
	359	長期借入金	484
無形固定資産	85	長期借入金	149
ソフトウェア	83	長期借入金	41
電話加入権	1	負債合計	22,862
投資その他の資産	5,175	(純資産の部)	
投資有価証券	541	株主資本	7,170
関係会社株式	2,466	資本	417
出資	35	資本剰余金	327
長期貸付金	40	資本準備金	318
関係会社長期貸付金	1,058	その他資本剰余金	8
長期未収入金	89	利益剰余金	6,872
長期前払費用	20	利益剰余金	104
前払年金費用	158	利益剰余金	6,768
差入保証金	814	利益剰余金	104
その他の投資等	41	特別償却準備金	104
貸倒引当金	△90	特別償却準備金	5,436
資産合計	30,154	繰越利益剰余金	1,227
		自己株式	△446
		評価・換算差額等	121
		その他有価証券評価差額金	121
		純資産合計	7,291
		負債純資産合計	30,154

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金	額
売	上	高	高			
商	品	売	上	高	56,575	
完	成	工	事	高	13,211	69,786
売	上	原	価			
商	品	売	上	原	52,932	
完	成	工	事	原	11,580	64,513
売	上	総	利	益		5,273
販	費	及	一	般		4,953
管	理	費				319
營	業	利	益			
營	業	外	収	益		
受	取	利	息		34	
受	取	配	当	金	240	
関	係	会	社	損	12	
経	営	指	導	料	125	
雑	収			入	57	470
營	業	外	費	用		
支	払	利	息		83	
保	証	債	務	費	1	
雑	損				5	89
経	常	利	益			700
特	別	利	益			
固	定	資	産	売	19	
投	資	有	価	証	0	20
特	別	損	失			
固	定	資	産	除	0	
投	資	有	価	証	0	
投	資	有	価	証	30	
関	係	会	社	債	40	
減	損				20	
そ	の				4	95
税	引	前	当	期		625
法	人	税	、	住	175	
法	人	税	等	調	△35	139
当	期	純	利	益		485

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2020年5月25日
株式会社クワザワ 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 板垣博靖 ㊞ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 達郎 ㊞	
監査意見 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クワザワの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クワザワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書		2020年5月25日
株式会社クワザワ 取締役会 御中	EY新日本有限責任監査法人 札幌事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 板垣博靖 ㊞ 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 達郎 ㊞	
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クワザワの2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。		
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。		
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。		

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づく審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は、2020年10月1日を吸収分割の効力発生日（予定）とする、当社100%子会社である株式会社クワザワリフォームセンターとの吸収分割契約を2020年5月27日に締結しております。

当該事項は、監査役会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2020年5月27日

株式会社クワザワ 監査役会

常勤監査役	坂	井	邦	與	㊟
社外監査役	伊	藤	裕	康	㊟
社外監査役	山	本	賢	正	㊟
社外監査役	吉	田	泰	治	㊟

以上

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会会場ご案内図

会場	札幌市白石区中央2条7丁目1番1号 クワザワグループ本社ビル 1階大会議室
交通	地下鉄東西線「白石駅 (T13)」5番出入口より徒歩約13分 (タクシー約3分) JR函館本線・千歳線「白石駅 (H03)」南口より徒歩約15分 (タクシー約3分) JRバス札幌駅から新札幌行き約20分、新札幌駅から札幌駅行き約25分 「中央1条6丁目」バス停下車徒歩約2分
お願い	駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関にてご来場いただきますよう ご協力お願い申し上げます。



新型コロナウイルスの感染予防に関するお知らせ

多くの株主の皆様が集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。事前に書面の郵送やインターネットでの議決権行使もできますので、当日は感染の回避のため、ご来場の自粛をご検討ください。また、ご出席の株主様は、マスクの着用などご自身および周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。